

## ！マルチ商法（ネットワークビジネス）

～借金を抱え、友達を失ったり、自分が加害者になることも～



「簡単にもうかる」「マージンが入る」などと成功例だけ聞かされ、加入条件として高額な金銭を支払って販売組織に入った結果、会員を増やせずに借金を抱えてしまうことが多い。

### 消費者へのアドバイス

- ・素人が「簡単にもうかる」などあり得ません。聞かされる成功例には踊らされないこと！
- ・知人や先輩から誘われても、あやしいと感じたらきっぱりと断りましょう！
- ・契約してしまっても、20日以内ならクーリング・オフが可能です。できるだけ早く消費者センターまたはお住まいの市町村相談窓口に相談しましょう！

ご相談・お問い合わせは.....

◎島根県消費者センター ☎690-0887 松江市殿町8-3 市町村振興センター5階  
TEL 0852-32-5916 FAX 0852-32-5918

◎石見地区相談室 ☎698-0007 益田市昭和町13-1  
県益田合同庁舎1階  
TEL & FAX 0856-23-3657